

国立大学法人東京医科歯科大学新株予約権受入審査委員会内規

令和4年7月12日
制 定

(目的)

第1条 この内規は、国立大学法人東京医科歯科大学における新株予約権の取得に関する規則（令和4年規則第108号）第3条第2項の規定に基づき、国立大学法人東京医科歯科大学新株予約権受入審査委員会（以下「委員会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(審議事項)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を審議する。

- (1) 当該新株予約権の取得可否
- (2) 当該新株予約権取得時の経済条件

(組織)

第3条 委員会は、次に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 統合イノベーション機構長
- (2) 統合イノベーション機構 副機構長
- (3) 国立大学法人東京医科歯科大学統合イノベーション機構規則第3条第1項第1号に定める組織の長並びに第8条に定める各センター長
- (4) 統合イノベーション機構事務部長
- (5) 学外有識者 2名

2 委員長は前項第1号の者をもって充てる。

3 第1項第5号の委員は、委員長が委嘱する。

(任期)

第4条 前条第1項第5号に規定する委員の任期は2年とし、再任を妨げない。

2 前項の委員に欠員を生じた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(議事)

第5条 委員会は、委員の過半数の出席がなければ、その会議を開き、議決することができない。

ただし、委任状の提出をもって委員の出席とすることができる。

2 議事は、出席委員（委任状を含む。）の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(構成員以外の出席)

第6条 委員会は、必要があると認めるときは、構成員以外の者を委員会に出席させて説明又は意見を聴くことができる。

(庶務)

第7条 委員会に関する庶務は、産学連携課において処理する。

(その他)

第8条 この内規に定めるもののほか、委員会に必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この内規は、令和4年9月1日から施行する。

附 則（令和5年3月30日制定）

この要領は、令和5年3月30日から施行し、令和5年3月1日から適用する。